

## 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」について

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における休業4日以上の死傷労働災害（以下「労働災害」という。）については、労働災害全体が減少する中、平成21年以降減少傾向が見られない状況となっております。

### 兵庫労働局における陸上貨物運送事業の死傷者数の推移

業種	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
陸上貨物運送事業	653名	676名	541名	497名	549名	556名

（出典：労働者死傷病報告）

これら陸運業の労働災害の内訳を見ると、荷役作業時の労働災害が約70%と交通労働災害を大きく上回っています。

また、荷役労働災害全体の約70%が、荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場で発生していることから、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）はもとより、荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力する必要があります。

兵庫労働局においても、これまで荷主団体等の業界に荷主等の荷役労働災害防止についての取組を要請してまいりましたが、なおも全国的には災害は多発し、荷役作業中に陸運事業者の労働者が被災している状況です。

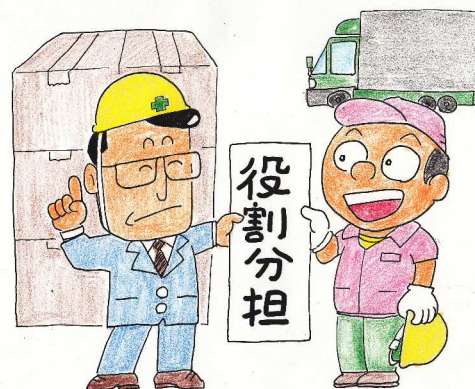
荷主等事業場の構内で発生している荷役作業中の災害では、平荷台やパネルバンからの墜落が多く、これらの原因は、陸運事業者の直接的な管理監督を離れて荷主等先の施設や提供される設備を一人作業で使用すること及び荷の着時刻の設定に余裕がないことが考えられます。

以上のことから、荷役労働災害を防止するためには荷主等の関与が不可欠と考え、厚生労働省において「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を新たに策定し、荷主等と陸運事業者間の協力関係について、本ガイドラインで示し、荷役労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主等のそれぞれが実施する事項等を取りまとめましたので、本ガイドラインに基づく荷役作業の安全対策に取り組むようお願いいたします。

#### < 荷の積み卸し作業中の墜落災害事例 >



#### < 荷主等の協力による安全な作業の確保 >



# 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

## 陸運事業者の実施事項

- 1 安全衛生管理体制の確立
  - ・荷役災害防止のための担当者の指名
  - ・荷主等との安全衛生協議組織の設置 等

- 2 荷役作業における労働災害防止措置
  - ・荷主先等での荷役作業を行う必要があるか事前に確認
  - ・墜落・転落による労働災害の防止対策 等

- 3 安全衛生教育の実施
  - ・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施 等

- 4 荷主等との連絡調整
  - ・運送契約時に陸運事業者と荷主等との荷役作業における役割分担の明確化 等

- 5 その他
  - ・陸運事業者が他の陸運事業者に運送業務を請け負わせる場合には、安全衛生協議組織の設置、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業者が行う安全衛生教育への指導・援助

## 荷主等の実施事項

- 1 安全衛生管理体制の確立
  - ・荷役災害防止の担当者の指名
  - ・陸運事業者との安全衛生協議組織の設置 等

- 2 荷役作業における労働災害防止措置
  - ・陸運事業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
  - ・荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながらないように余裕を持った設定
  - ・墜落・転落による労働災害の防止対策 等

- 3 安全衛生教育の充実
  - ・運送業務発注担当者への「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」の周知 等

- 4 陸運事業者との連絡調整
  - ・運送契約時に陸運事業者と荷主等との荷役作業における役割分担の明確化 等

- 5 その他
  - ・陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化に配慮する 等